



平成 17 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 ハイブリッド・サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 永 瀬 則 幸
(JASDAQ・コード番号 : 2743)
問合せ先 取締役管理部長 道 下 寛 一
電話番号 0 3 - 3 2 6 2 - 6 8 2 7

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 2 月 16 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 17 年 3 月 30 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社及び当社子会社の取締役ならびに従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社及び当社子会社の取締役ならびに従業員
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 1,000 株を総株式数の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。
 - (3) 発行する新株予約権の総数
1,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、前項(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。

(5) 新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株あたりの払込金額は、新株予約権を発行する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値をもって払込金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額の調整をし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株引受権の行使にともなう株式の発行を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含まない。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社及び当社子会社の取締役、監査役ならびに従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他やむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が、前項(7)の に定める規定により、権利行使の条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、平成17年3月30日開催予定の当社第19期定時株主総会以降に開催される取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 上記内容については、平成17年3月30日（水曜日）開催予定の第19期定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上